平成６年８月１日から平成７年７月31日まで	103.0
平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	100.8
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	99.4
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	98.0
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	97.0
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	97.4
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	97.1
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	96.5
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	97.4
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	98.2
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	98.3
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	98.5
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	98.2
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	98.4
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	98.2
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	98.5
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	99.9
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	99.6
平成24年８月１日から平成25年７月31日まで	99.8
平成25年８月１日から平成26年７月31日まで	100.1
平成26年８月１日から平成27年７月31日まで	100.3

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成26年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が平成26年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

○経済産業省告示第百四十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
414108	木村　直彦	414109	岩谷　雅仁
414110	森口　哲也	414111	林　宏明
414112	西村　知之	414113	吉野　靖史
414114	蒲原　大輔	414115	荻原　裕
414116	島崎　義人	414117	金子　麻美
414118	加藤　丈明	414119	神林　俊博
414120	梁嶋　智弘	414121	髙橋　佑典
414122	曽谷　雅俊	414123	渡邊玄太郎
414124	清水　美里		

○経済産業省告示第百四十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもつて中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）	（変更前）
411752	伏見真衣子	渡部真衣子

○経済産業省告示第百五十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもつて左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
102376	佐藤　浩三	102695	橿村　隆
103480	久保　紀生	104480	江澤　義博
104580	松田　忠信	104872	島岡　憲二
106134	飯田　佳弘	107067	竹内　正己
203100	深澤　伸弘	207732	大橋　通男
208264	岡村　篤	208881	黒米　秀夫
209373	植田四三郎	209386	小野瀬由一
209542	石井　隆明	209609	中山　伸二
210539	河野　譲二	211448	大沼　彰
211498	市村　英敏	211721	上原　克彦
214761	寶谷　光教	214940	加藤　一夫
407319	鈴鹿　和彦	407334	加藤　明
407969	服部　哲		

○経済産業省告示第百五十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年七月一日付けをもつて中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年七月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
407980	鈴木あかり